

(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の住居手当に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、(旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員給与規程（以下「旧給与規程」という。）第16条の規定に基づき、教職員の住居手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用除外職員)

第2条 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母または配偶者の父母で、教職員の扶養親族たる者（旧給与規程第13条の扶養親族として届出が行われている者に限る。以下同じ。）以外の者が所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに理事長がこれに準ずると定める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している教職員

(均衡上必要がある職員の範囲)

第3条 旧給与規程第16条第1項第2号の別に定める教職員は、次の各号に掲げる教職員とする。

- 一 (旧) 公立大学法人大阪府立大学教職員の単身赴任手当に関する細則第5条第1項に該当する教職員で、同条第1項第2号に規定する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する当該採用の直前の住居であった住宅（地方公共団体 国その他特別の法律により設置された法人から貸与された職員宿舍（以下「公舎等」という。）を除く。）又はこれに準ずるものとして別に定める住宅を借り受け、月額1万2千円を超える家賃を支払っているもの
- 二 旧給与規程第18条第1項に規定する単身赴任手当の支給を受けない教職員のうち、職務の遂行上住居に制約を受けざるを得ないと認められる職にある教職員となったことに伴い、職務の遂行上住居を移転した教職員（以下「職務の遂行上住居の制約を受け住居を移転した単身赴任手当非支給教職員」という。）で、当該移転の直前の住居であった住宅（公舎等を除く）を、理事長の定める特別の事情により引き続き借り受け、月額1万2千円を超える家賃を支払っているもの

(届出)

第4条 新たに旧給与規程16条第1項の要件を具備するに至った教職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、速やかに別記様式1により理事長に届出なければならない。住居手当を受けている教職員の居住する住宅、家賃の額、平成30年公立大学法人大阪府立大学規程第3号（「平成30年規程第3号」という。以下同じ。）による改正前の旧給与規程第16条第1項第2号にかかる住宅の所有関係等に変更があった場合（ただし、平成30年規程第3号附則第6項に該当する教職員が、新築又は購入の日から起算して5年を経過したことにより要件を欠くに至った場合を除く。）についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第5条 理事長は、教職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が規程第16条第1項の教職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

(家賃の算定基準)

第6条 第4条第1項の規定による届出に係る教職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、理事長が家賃の額に相当する額を算定するものとする。

(支給の始期及び終期)

第7条 住居手当の支給は、教職員が新たに旧給与規程第16条第1項の教職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第4条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）から行なうものとする。

2 住居手当を受けている教職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の1日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第8条 理事長は、現に住居手当の支給を受けている教職員が旧給与規程第16条第1項の教職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

附 則

(施行期日等)

この細則は、令和元年11月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。